

平成30年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市市民生委員児童委員協議会連合会
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成31年 1月16日 |
| 4 監査結果報告 | 平成31年 3月18日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市市民生委員児童委員協議会連合会】

(1) 支出事務について 請求書において、請求日、請求者の住所の記載漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 平成31年 3月19日 業者等に請求書に請求日や住所の記入をしていただくよう、周知をし、事務局としても請求書を受け取る際には必ず確認を行うよう徹底した。
---	---

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 前回の監査での所見について 平成19年度の財政援助団体監査において、四日市市社会福祉協議会への事務費負担金の算出根拠が不明確であるとの所見を受けて、事務費負担金は四日市市社会福祉協議会の人件費へ充当することとなったにもかかわらず、その見直し内容が健康福祉課において継承されず、担当課において算出根拠が不明確なまま補助金の支出がなされていた。今後の補助金の支出においては、常に算出根拠を明確にし、不備のないよう努めること。	【措置済】 平成31年 4月 1日 健康福祉課において、事務費負担金については人件費へ充当する旨を明確にし、事務担当者の交代にあたって継承した。平成31年度の補助金の支出にあたっては、民生委員児童委員協議会連合会側も市側もこの旨を了解の上交付決定を行った。
---	---

平成30年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 四日市市民生委員児童委員協議会連合会
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成31年 1月16日
- 4 監査結果報告 平成31年 3月18日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市市民生委員児童委員協議会連合会】

<p>(1) 支援が必要な人への支援メニューの紹介について 縦割り行政の市に対して、民生委員・児童委員は見守りや支援の必要な人の情報を関係機関や、委員活動での情報交換を通じて有しており、それぞれの人の立場に応じた行政からの支援メニューを紹介できる立場にあることから、行政の支援メニューについて把握し、より充実した支援につなげることを期待する。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 四日市市民生委員児童委員協議会連合会の会長会やリーダー研修会、各地区の民生委員児童委員協議会と行政との交流会等を活用し、市の制度など行政の支援メニューについて把握している。今後も引き続き、こうした場を活用して、常に行政の支援メニューを把握できるよう努めていく。</p>
<p>(2) 四日市市民生委員児童委員協議会連合会事務局の財産管理について 補助金交付要綱第14条の財産の管理及び処分の制限の規定に基づいて財産の管理をしているが、適正な管理を引き続き行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 補助事業により取得した財産については、引き続き事務局において、台帳などの帳票作成をはじめ適正な財産管理を行っていく。</p>
<p>(3) 民生委員・児童委員の支援について ア 民生委員・児童委員は、ゴミ屋敷の問題、不登校の問題、障害のある方の問題等、行政の様々な専門機関と協力しながら関わる体制が必要である。一人で抱え込むことがないよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会や四日市市社会福祉協議会は協力し、情報共有しながら必要な支援を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 各地区の民生委員児童委員協議会の定例会での事例報告などによる情報共有、四日市市民生委員児童委員協議会連合会の会長会やリーダー研修会での課題提起を行っている。また、各地区の民生委員児童委員協議会の定例会には四日市市社会福祉協議会の職員が参画しており、いつでも必要な支援が行える体制を整えているので、今後も引き続き、こうした取り組みを続けていく。</p>
<p>イ 民生委員・児童委員は地域で大きな役割を果たしている。防災対策や見守りに対して、新任とベテランが同じ資質で行動できるよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会や26地区民生委員児童委員協議会がバックアップして寄り添って対応することを引き続き行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 各地区の民生委員児童委員協議会の定例会を活用し、ベテランの民生委員がいつでも新任の民生委員の相談にのれる体制を整えている。また、四日市市民生委員児童委員協議会連合会主催の研修会や、行政、三重県民生委員児童委員協議会が開催する研修会に積極的に参加し、引き続き資質の向上を図っていく。</p>

<p>(4) 金銭に関するトラブルの防止について 日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うことを職務内容としている。民生委員は金銭の管理はしていないということであるが、今後は単身世帯が増加することにより金銭管理の相談相手がいらない人も増加すると思われるため、金銭トラブルの発生防止に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 民生委員・児童委員は金銭管理は行なわないよう以前から周知している。引き続き、今後も周知していくとともに、金銭管理に関する相談があった場合は適切な制度に繋がられるよう制度に関する情報を収集していく。</p>
<p>【健康福祉部健康福祉課】</p>	
<p>(1) 民生委員・児童委員の人材確保のための活動内容のPRについて 民生委員・児童委員の推薦について、自治会活動の根付いている本市では、各地区自治会で適任者を推薦してもらい、依頼している状況である。地域の人口構成等から非常に推薦が困難な地区も生じてきているため、改選前には、職務内容のPRや適任者の発掘に努めるとともに、候補者から相談を受ける機会の多い議員等に対して職務内容のわかるパンフレットなどを配布すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月 5日 広報よっかいち平成31年2月上旬号に民生委員・児童委員の職務内容について特集した記事を掲載した。また、平成31年3月5日に、各自治会長に対して民生委員・児童委員の職務内容をわかりやすく解説した資料の組回覧を行った。これらの取り組みに加えて、次回（令和4年度）以降の民生委員・児童委員の一斉改選においては、地域で適任者を発掘していただく前に、各市議会議員に職務内容が分かる資料を配布する。</p>
<p>(2) 活動費の妥当性について 民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり無給のため、活動にかかる経費は市活動費交付金分として補助金に算定しているところである。四日市市民生委員児童委員協議会連合会と意見交換をすることにより、その金額が妥当であるか継続的に検証していくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 9月18日 民生委員・児童委員活動が円滑に実施できるよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会と協議の上、活動費の金額が妥当であるかについて、継続的に検証するとともに、令和2年度以降の予算要求に反映していく。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 3月18日 民生委員・児童委員の個人活動費について、四日市市民生委員児童委員協議会連合会と協議し、令和2年度予算において一人当たり1,000円増の39,000円で要求したものの現状維持となった。個人活動費は平成29年度から変更がない状況であるなか、民生委員・児童委員活動が無償ボランティアという法的位置づけであることを踏まえつつ、その金額の妥当性について財政当局と継続的に協議していく。</p>
<p>(3) 民生委員・児童委員の公務災害時の補償内容について 民生委員・児童委員は、非常勤の地方公務員であり、活動時の事故等の補償については、公務災害が適用となる。民生委員・児童委員が安心して十分な活動ができるよう補償内容を明示するとともに、新たに携わる民生委員・児童委員に対しても、補償内容を周知すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 民生委員・児童委員としての活動中の災害については、地方公務員災害補償法に基づき都道府県が定めた条例により補償が行われることについて、委員就任時や、各地区の民生委員児童委員協議会と行政との交流会において、健康福祉課から民生委員制度について説明する際に周知を図っている。今後も引き続き、周知を図っていく。</p>

<p>(4) 民生委員・児童委員と政治活動について 民生委員・児童委員と政治活動の制限について、地域によってばらつきがあるので根拠を示し、制限事項等を全市的に一律に整理して、周知すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 平成31年に実施された県知事・県議会議員・市議会議員選挙に向けて、民生委員・児童委員の政治的中立について、民生委員法に基づく職務上の地位を政治的目的に利用してはならないことを例示もいれながら、平成30年12月の四日市市民生委員児童委員協議会連合会の理事会及び会長会において、健康福祉課・選挙管理委員会事務局が連携して説明し周知した。今後も、選挙が行われる前には同様の説明を実施する。</p>
--	--